平成２５年（フ）第５８号
茨城県神栖市深芝南２丁目27番地６ロメオエステートⅢ201
債務者　池田　伸恵
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第９１号
群馬県みどり市大間々町大間々1604番地８
債務者　青島　正雄
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３９７号
千葉市若葉区若松町977番地10　グランドステージ・コウＡ館202号
債務者　山田　　明
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７４１号
千葉市若葉区西都賀３丁目19番14号　久古マンション№10―303号
債務者　長澤　恭子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８０５号
千葉市中央区南町３丁目14番５号　ミキハウスＤ―101号
債務者　佐久川　一
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８４５号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番11棟406号
債務者　小林　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８７号
新潟市秋葉区新津東町３丁目２番31号
債務者　小松　和行
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３４号
新潟市中央区東大畑通２番町449番地４
債務者　佐藤　　匡
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３５号
新潟市中央区東大畑通２番町449番地４
債務者　佐藤寿美子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５７号
新潟市中央区本町通９番町1327番地　コーポひまわり２階
債務者　後藤　慈子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７９号
新潟市中央区西湊町通１ノ町2695番地
債務者　鷲澤不次夫
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２５号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地430　県住15―15、従前の住所金沢市北安江２丁目３番８号
債務者　染と織ほくとこと　泉　　隆子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４８号
山梨県富士吉田市旭１丁目10番５号　アーバンヒルズ203
債務者　前島　太陽
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
長野県小県郡青木村大字田沢47番地３　村営住宅
債務者　稲垣　信幸
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１２７号
長野県小県郡青木村大字田沢47番地３　村営住宅
債務者　稲垣　知恵（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４９号
滋賀県東近江市五個荘簗瀬町1143番地６
債務者　西村　良平
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１２１号
滋賀県近江八幡市西本郷町西７番地１　405号
債務者　フクシマデンキこと　福嶋　康貴
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大津地方裁判所彦根支部